

IFRS-IC 会議（2019年11月及び 2020年1月）出席報告

みずほ証券(株) 市場情報戦略部 上級研究員
公益社団法人日本証券アナリスト協会 企業会計部長
企業会計基準委員会 非常勤委員
IFRS 解釈指針委員会委員

くまがい ころう
熊谷 五郎

I. はじめに

2019年11月26日及び2020年1月21日、IFRS 解釈指針委員会（IFRS Interpretations Committee、以下「IFRS-IC」又は「IC」という。）会議が、国際会計基準審議会（IASB）ロンドンオフィスにて開催された。2020年1月21日の会議は、世界各国を結ぶビデオ会議で、筆者は東京のIFRS 財団アジア・オセアニアオフィスより参加した。

本稿では、2019年11月IC 会議及び2020年1月IC 会議における各議案の主な論点、筆者の発言を中心に報告する。また、双方の会議には、証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions、以下「IOSCO」という。）を代表して、Committee 1 議長まことの園田周・金融庁総合政策局総務課国際証券規制調整官兼企画市場局企業開示課国際会計調整室長が発言権のあるオブザーバーとして出席した。園田氏の発言も、併せて報告したい。

なお、アジェンダ決定案及び最終化されたアジェンダ決定については、IASB「IFRIC Update November 2019」及び「IFRIC Update January 2020」（企業会計基準委員会（ASBJ）による日本語訳あり）をご参照いただきたい。

II. 2019年11月開催IC 会議の概要

2019年11月IC 会議の議題

2019年11月開催のIC 会議は、6本の議題について審議した。なお、AP 番号とは、討議資料（Agenda Paper）の番号のことである。また本稿で報告する順番は、「IFRIC Update November 2019」に基づく。内訳は、アジェンダ決定案に関する検討2件、アジェンダ決定案の最終化に関する検討1件、新規案件1件、その他の事項2件であった。

1. アジェンダ決定案に関する検討（2件）
 - AP6：選手移籍金（IAS 第38号「無形資産」）
 - AP7：資産の回収に関する複数の税務上の帰結（IAS 第12号「法人所得税」）
2. アジェンダ決定案の最終化に関する検討（1件）
 - AP4：リース期間及び賃借設備改良の耐用年数（IFRS 第16号「リース」及びIAS 第16号「有形固定資産」）
3. 新規案件（1件）
 - AP5：変動リース料を伴うセール・アンド・リースバック（IFRS 第16号「リース」）
4. その他の事項（2件）

- AP2-2D：2020年アジェンダ協議
- AP3：IFRS第10号、IFRS第11号及びIFRS第12号の適用後レビュー

このうち、筆者が主に発言したのは、AP2、AP3、AP4、AP6であった。以下、これらのアジェンダについて、論点と筆者の発言について報告する。

Ⅲ. 2019年11月開催IC会議における筆者の発言等

1. アジェンダ決定案に関する検討 AP6：選手移籍金（IAS第38号「無形資産」）

本アジェンダの論点は、フットボール・クラブ（企業）が、ある選手を他のクラブ（移籍先クラブ）に移籍させる場合に、企業は受け取った移籍金をどのように会計処理するかであった。要望書に示される事実パターンに基づく

- IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用して収益として認識する、又は、
- IAS第38号を適用して無形資産の認識の中止から生じた利得又は損失を純損益に認識する

という会計処理が考えられる。要望書では、企業は登録権をIAS第38号を適用して無形資産として分類していた。従って、IFRS-ICは、企業は受け取った移籍金をIAS第38号第113項を適用して、登録権の認識の中止から生じた利得又は損失の一部として認識するという結論を下した。

本アジェンダに関して、筆者は以下のとおり、発言した。

「スタッフの分析に同意する。本件に関しては、無形資産に分類されるのは経験豊かで市場価値のある選手の登録権であると思う。それに対して、まだ市場価値の確立していない若手選手については、クラブがそうした選手を組織内

で育成して、登録権を他チームに売却することを本業の一部としている場合には、棚卸資産として認識することはあり得ると思う。その場合は、その選手の登録権の取得原価をどう測定するかという問題が生じるだろう。また、そうした選手に市場価値が付き始めると、当該選手の登録権を無形資産へと分類変更することが必要になると思われる。このように選手移籍金の獲得を本業の一部としている企業に投資するに際して、契約相手である選手の登録権をどのように分類・認識・測定するかは、財務諸表利用者の視点から見ても、非常に重要である。ただし、要望書に示された事実パターンでは、登録権は既に無形資産に分類されているため、スタッフの結論とアジェンダ決定案を支持する。」

2. アジェンダ決定の最終化に関する検討

AP4：リース期間及び賃借設備改良の耐用年数（IFRS第16号「リース」及びIAS第16号「有形固定資産」）

2019年6月のIFRS-IC開催後に公表された、本件のアジェンダ決定案に対するコメントを踏まえて、アジェンダ決定を最終化すべきかどうか議論された。

本件の論点は二つで、

- ① 契約に強制力がある期間（enforceable period）の決定において、ペナルティの範囲を契約の違約金のみではなく、より広い経済性を考慮すべきか、また、
 - ② 取り外しができない賃借設備改良の耐用年数はどれくらいの期間か
- というものであった。

IFRS第16号の関連規定を適用すると、要望書に記載されたリースの強制可能な期間を決定するにあたり、企業は契約上の解約支払だけではなく、契約のより幅広い経済実態、例えば、当事者がリースを解約しない経済的インセンティブを有していること等が考慮されるべき

である、というのがIASBスタッフの見解であった。2019年6月IC会議では、筆者は、スタッフの分析と、本件を基準設定アジェンダに加えないという提案に賛成した。

しかし、6月のIFRIC Updateに示されたアジェンダ決定案に対する意見募集には、異例ともいべき31件のコメントレターが寄せられた。特に、上記論点①については、実に22の利害関係者が、何らかの理由から、6月アジェンダ決定案に反対していた。こうした意見募集結果を踏まえて、11月IC会議では、筆者を含め6名の委員が反対に転じた。本アジェンダは大激論となり、出席者13人中7人の賛成多数をもって、アジェンダ決定案の最終化が決議されたが、7対6という僅差であった。本アジェンダにおける、筆者の発言内容は以下のとおりである。

「6月のIC会議では、自分はスタッフの分析及び提案、アジェンダ決定案に賛成した。財務諸表利用者の立場からは、形式より経済的実質を重視するというスタッフのアプローチは支持できるものである。しかし、自分も他の委員と同様の懸念を抱いている。私自身は、スタッフの分析及び結論を支持していて、アジェンダ決定案の書きぶりは十分に明瞭であると思う。しかし、本アジェンダ決定案に寄せられたコメントレターを見る限り、多くの利害関係者が、必ずしも同意している訳ではない。これだけ多くの一流の会計の専門家が、本アジェンダ決定案に反対しているという事実は重い。また、スタッフは、寄せられたコメントの一つ一つに反論している。その論旨は、十分に説得的であるように自分には思えるが、反論のために、実に長い説明が必要となっている。そのこと自体、本アジェンダ決定案を小手先で書き直して、多くの利害関係者を納得させられることが困難であることを示していると思う。我々に適時性が求められていることには同意するが、現行IFRSが

『適切な基礎を提供している』と結論づけるには、無理があるのではないか。本件に関しては、アジェンダ決定ではなく、基準の年次改善(Annual Improvement)に委ねる方がよいと思う。」

なお、11月IFRS-IC会議の後、IFRS財団デュー・プロセス監督委員会(Due Process Oversight Committee、以下「DPOC」という。)宛てに、本決議に関して適正手続違反ではないかという異議申し立てがなされた。異議を申し立ては、イギリスの経済団体the 100 Group、フランスの法律事務所ACTEO及び2経済団体AFEP及びMEDEF3者の連名によるもの2件であった。

2019年12月DPOCにおける検討の結果、11月のIFRS-IC会議の決定には、適正手続上の瑕疵はないと判断された。また、筆者自身、最終化に反対はしたものの、適正手続上は問題がなかったと考えている。

3. その他の検討事項

AP2-2D: 2020年アジェンダ協議

本セッションの目的は、2020年アジェンダ協議プロジェクトの現況をIFRS-IC委員に報告するとともに、アジェンダ協議に関する情報請求(Request for Information、以下「RFI」という。)に取り上げるべき論点について、IFRS-IC委員の意見を聞くことであった。

IFRS-IC委員が一致して、アジェンダ協議において取り上げるアジェンダとしていたのは、無形資産であった。本セッションでは、2019年11月IC会議において一番長い75分の時間が使われたが、その中でも45分以上が無形資産に関する議論に使われた。筆者は、無形資産に関して、以下の発言を行った。

「アジェンダ協議で、取り上げるべき論点として、無形資産を取り上げることに賛成である。しかし、無形資産といっても非常に幅広い

論点を含んでいるため優先順位の高いものから取り上げるべきである。例えば、IAS 第 38 号『無形資産』は、時代遅れで、大幅な見直しが必要になっている。古くて新しい問題だが、『自己創設無形資産』についても検討する必要がある。また、応急対応をすべき新しい課題として『暗号資産』も浮上している。こうした論点を、基準設定に進むべき論点、リサーチプロジェクトとして長期的に取り組むべき論点とに整理し、適切な対応を取ることで、IASB の貴重なリソースをより効率的に配分することができると思う。」

また園田 IOSCO Committee 1 議長より、以下の発言があった。

「アジェンダ協議に関する IOSCO としての議論は正式にはこれからだが、何名かの IC 委員より提起された『暗号資産』を取り上げることへの支持があると思われる。以前、『暗号資産』が IFRS-IC で取り上げられた時、IOSCO は現行の IAS 第 38 号を『暗号資産』に適用することに関して、いくつかの懸念を表明し、長期的には新しい基準を開発する必要があることを IASB 及び IFRS-IC 宛のレターで指摘した。『暗号資産』は、将来的に IASB が取り組むべき重要課題であると思う。また、IC 委員より様々な重要提案がなされたが、過去から持ち越されている重要プロジェクトもあるので、IASB のリソースに制約があることを考えると、優先順位をつけて取り組むことが重要であると思う。」

また、無形資産以外に取り上げるべき論点候補として、ハイパーインフレーション、繰延税金資産、条件付対価、継続企業、個別財務諸表、資産・負債の公正価値評価に用いるべき割引率等が挙げられた。筆者は、持分法会計を取り上げて、「持分法は、一行連結か評価かという問題に加えて、20% という閾値の妥当性の問題がある。

IFRS は原則主義であるにも関わらず、持分法については 20% という閾値で判断することを求めている。どのような会社を、関連会社とするかについては、各法域の法制度に密接に係る。20% という閾値を設けることが適切であるか、再検討を要すると思う。」

と発言した。

AP3 : IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の適用後レビュー

本セッションでは、IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の適用後レビュー (Post Implementation Review、以下「PIR」という。) において識別された、これら三基準の適用上の課題について、IFRS-IC 委員の見解と追加すべき論点について議論された。

本セッションでは、園田 IOSCO Committee 1 議長より、以下の発言があった。

「この資料はとても包括的で、適切な論点を抽出していると思う。本資料を用意してくれたスタッフに感謝する。IOSCO としても加盟各国の当局より、IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の適用上の課題について情報を収集している。全体として、これらの三基準について、特に適用上の問題を感じていないという当局がある一方で、強い実務上の懸念を抱いている当局もある。すべての当局という訳ではないが、これらの基準に追加的なガイダンスが必要であると考えている当局もある。例えば、IFRS 第 10 号の『事実上の代理人 (de facto agent)』の明確化を求める声、IFRS 第 12 号の『企業集団の構成 (the composition of the group)』や『投資企業による開示』についてのガイダンスを求める声がある。IASB には、利害関係者との更なるコミュニケーションを求めたい。また欧州証券市場監督局 (ESMA) は、IASB の RFI に対応するために、開示に関する調査を行う予定と聞いている。こ

うした当局による調査も、本適用後レビューの参考になると思う。」

また筆者からは、以下の発言を行った。

「IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の適用後レビューについては、10 月の資本市場諮問委員会 (CMAC) でも議論した。繰り返しになるが、IFRS 第 10 号と IFRS 第 9 号『金融商品』の潜在的な矛盾が懸念材料であることを指摘したい。IFRS 第 10 号は、子会社株式の部分売却によって、企業が支配を失った場合には、公正価値で再測定し、評価差額を『当期損益 (Profit or Loss)』として認識することを求めている。それに対して、IFRS 第 9 号は、株式について、公正価値測定を求めているものの、前報告日からの変動額については『その他の包括利益 (Other Comprehensive Income、以下「OCI」という。)]で認識することを許容している (OCI オプション)。このような IFRS 第 10 号と IFRS 第 9 号の取扱いは、潜在的に矛盾していると思う。」

IV. 2020 年 1 月 21 日開催 IFRS-IC 会議

2020 年 1 月 21 日開催 IFRS-IC 会議は、グローバル・ビデオ会議で、筆者は東京の IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスより参加した。また、園田 IOSCO Committee 1 議長も、オブザーバーとして同席した。議題は、2019 年 9 月 IC 会議で議決された「リースの定義」(IFRS 第 16 号「リース」)に係るアジェンダ決定案の最終化の一本であった。

「リースの定義—意思決定権」(IFRS 第 16 号「リース」)に係るアジェンダ決定案の最終化

本アジェンダの論点は、ある契約の 5 年の期間全体にわたり、顧客が船舶の使用を指図する権利を有しているかどうかであった。顧客が、

このような意思決定権を有している場合に、当該契約にリースを含むことになる。

要望書に記載された事例は、次のとおりである。

- ① IFRS 第 16 号 B13 項から B20 項を適用すると、特定された資産 (船舶) がある。
- ② IFRS 第 16 号 B21 項から B23 項を適用すると、顧客は 5 年の使用期間全体にわたり、船舶の使用からの経済的便益の殆どすべてを獲得する権利を有している。
- ③ 船舶の使用方法及び使用目的に関する関連性のある決定の多く (ただし、全部ではない。) は、契約で事前に決定されている。
- ④ 供給業者は、使用期間全体にわたり船舶を運用し維持管理を行う。

IASB スタッフの見解は、要望書に記載された事例では、顧客は船舶の使用を 5 年の使用期間全体にわたり指図する権利を有しており、従って、当該契約はリースを含んでいるというものであった。

こうしたスタッフの分析及びアジェンダ決定案に対して、2019 年 9 月 IC 会議において、筆者は反対意見を表明した。顧客が最善の使用効率という前提に立つ限り、航海の順番を変更できるという顧客の権利によって、顧客の享受する経済的便益総量も変わらないはずであり、船の使用方法及び使用目的に関わる顧客の決定に影響を及ぼすとはいえない。2019 年 9 月 IC 会議で示された、アジェンダ決定案の文言はあまりに規範的で、顧客企業から判断の余地を奪っており、契約の経済実態を歪める可能性がある、というのが筆者の反対論の論拠であった。筆者の意見に対して、一部の委員から支持する声が聞かれたものの、本件に関するスタッフの分析、結論を支持する委員が圧倒的多数であった。

しかし、2019 年 9 月 IC 会議のアジェンダ決定案に寄せられたコメントを踏まえ、2020 年 1

月に示されたアジェンダ決定修正案では、契約で事前に決定されていない航海の順番等に関する意思決定権について、関連性があるかどうかを、顧客自身が判断することを要求されることが明確化された。

それに伴い、筆者もアジェンダ決定案の最終化賛成に転じ、以下の発言を行った。

「私は、9月のIC会議において、本アジェンダ決定案に強く反対した一人であった。しかし、コメントを踏まえた文言により、今回の修正提案は受け入れ可能になったと考えている。9月のアジェンダ決定案は、あまりにも規範的で、契約にリースを含むかどうかに関して、企業が判断を行使する余地がないように見えた。しかし、寄せられたコメントを踏まえたスタッフの分析を反映して、修正後のアジェンダ決定案では、企業が既に契約にリースを含むと判断した後での、会計処理に関する説明であることは明らかになったと思う。従って、私としては、もはや反対する理由がない。修正提案どおり、アジェンダ決定を最終化することに賛成する。」

V. おわりに

本稿でも触れたが、2019年6月IC会議の

「リース期間及び賃借設備改良の耐用年数」のアジェンダ決定案に対するコメントレターの数、その最終化決定に対する適正手続きに関わる批判は、IFRS-IC会議の公表するアジェンダ決定の、潜在的な影響の大きさを示していると思われる。

IFRS財団トラステイーにて、現在進行中の適正手続きハンドブック（Due Process Handbook）の見直し作業では、IFRSの一貫した適用を促すためのツールとして、IFRS-ICによるアジェンダ決定の位置づけを、より明確化かつ重要視する一方で、適正手続きの一層の厳格化を求める方向にある。

筆者としては、IFRS-IC委員としての責任の大きさを自覚しつつ、14人のIC委員中唯一の財務諸表利用者代表という、ユニークな立場を踏まえて、IC会議の議論活性化に貢献していきたい。また、筆者には、日本の利害関係者の意見をIFRS-ICに届けるという役割もある。こうしたIC委員としての責任を果たすために、我が国及び海外の財務諸表利用者の声や、他の国内利害関係者の声にも耳を傾けていきたい。